

地域外副業・兼業人材活用促進事業実施要領

(目的)

第1条 公益財団法人にいがた産業創造機構の理事長（以下「理事長」という。）は、県内中小企業の成長戦略の実現を図るため、新潟県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて、地域外のプロフェッショナル人材を副業・兼業形態で県内中小企業者にマッチングし、副業・兼業人材がマッチング先の事業所等を実際に訪れて業務に従事する場合に当該企業が負担する当該人材の移動に要する費用に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。その交付に関しては、公益財団法人にいがた産業創造機構助成金等交付要綱（平成15年4月1日）に定めるほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、「副業・兼業」とは、就業者が本業とは別に、雇用契約や業務委託（委任・請負等）契約等に基づき、職務や期間を限定して仕事を請負うことをいう。

2 この要領において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体（ただし、火災共済協同組合、信用協同組合及び協同組合連合会並びに商工組合連合会は除く。）、特定の法律によって設立された組合及びその連合会であってその直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法第2条に規定する中小企業者である団体並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第50号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人であって、当該法人の直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業基本法第2条に規定する中小企業者である団体をいう。

3 この要領において「大企業」とは、前項に規定する中小企業者以外の者をいう。但し、以下の各号に該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。

- (1) 中小企業投資育成会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成会社
- (2) 廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（平成7年法律第47号）に規定する指定支援機関（ベンチャー財団）と基本約定を締結した者
- (3) 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合

4 この要領において「事業所等」とは、本社、支社、営業所、工場など、事業活動が行われている場所をいう。

(助成対象者)

第3条 この事業の対象者は、新潟県内に事業所を有する中小企業者であり、新潟県

プロフェッショナル人材戦略拠点を通じて副業・兼業形態で新潟県外のプロフェッショナル人材（以下「副業・兼業人材」という。）をマッチングした者とし、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業の所有に属している中小企業者
 - (2) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上が大企業の所有に属している中小企業者
 - (3) 役員数の総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼ねている中小企業者
- 2 前項の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認めた場合は、対象とすることができる。

（助成対象事業）

第4条 この助成金の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、別表1に掲げるとおりとする。

（助成金の交付基準）

第5条 この助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表2に掲げる経費のうち、理事長が必要と認めるものとする。

2 この助成金の交付額は、助成対象経費に別表2に掲げる助成率を乗じて得た額又は助成限度額のいずれか低い額以内とする。

（助成金の交付条件）

第6条 この助成金は、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 助成事業の内容を変更し、若しくは経費の配分を変更する場合（第10条に定める軽微な変更を除く。）には、事前に理事長の承認を受けること。
- (2) 助成事業を中止し、又は廃止する場合には、事前に理事長の承認を受けること。
- (3) 助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を助成事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。

（助成金の交付申請）

第7条 助成金の交付申請は、別記第1号様式のとおりとし、副業・兼業人材の従事開始日の14日前または事業開始する日が属する年度の1月末日までのいずれか早い日までに理事長に申請するものとする。

2 前項の申請を行うにあたり、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額を減額して交付申請しなければならない。

（助成金の交付決定）

第8条 理事長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、次に掲げる事項に

についての適合性を総合的に審査し、助成金の交付を決定する。

- (1) 副業・兼業人材が従事する業務の内容、計画
 - (2) 移動経路、宿泊先の妥当性
- 2 前項の要件を満たしている場合であっても、次のような場合には、助成対象外とする。
- (1) 助成事業の内容が公序良俗に反し、又はそのおそれがあること
 - (2) 助成事業の内容や助成対象者と副業・兼業人材との契約関係等が関係法令に違反し、又はそのおそれがあること
- 3 理事長は、助成金の交付決定を行うにあたり、助成事業の目的を達成するために必要があるときは、助成事業の内容について修正を求め、又は条件を付すことができる。
- 4 交付決定の内容及びそれに付した条件については申請者に通知することとし、また、交付しないとしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(変更の承認申請)

第9条 第6条第1号の規定により理事長の承認を受けようとする場合には、別記第2号様式による変更承認申請書を理事長に提出しなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第10条 第6条第1号の軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助対象経費の金額が2割を超える増減をする場合
- (2) 事業の内容を著しく変更する場合

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第11条 第6条第2号の規定により理事長の承認を受けようとする場合は、別記第3号様式による事業中止（廃止）承認申請書を理事長に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第12条 助成対象者が助成金の交付決定の通知を受領した場合において、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、助成金の交付決定の通知を受けた日から20日を経過した日までに取下げをすることができる。

(実績報告)

第13条 助成対象者は、助成事業が完了した日（第11条の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、当該承認の日）から起算して10日を経過した日、又は同年度の2月末日のいずれか早い方の日までに、別記第4号様式による実績報告書を理事長に提出しなければならない。

(検査の実施)

第14条 理事長は、助成対象者に対し、必要に応じて中間検査及び確定検査を実施することができる。

(助成金の支払)

第15条 助成金は、助成対象者からの実績報告を理事長が受けた後、精算払にて支払うものとする。

(その他必要な事項)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

別表1 助成対象事業

助成対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟県プロフェッショナル人材戦略拠点を通じてマッチングされた県外の副業・兼業人材が、当該人材を活用する助成対象者の事業所等を実際に訪れて業務に従事するため県外の住所地等と県内の目的地の間を移動する場合 ・なお、副業・兼業人材に従事する業務は、プロフェッショナル人材としての知見・ノウハウを活用し、企業の課題解決に資するような業務であることとする。
--------	---

別表2 助成金の交付基準

助成対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・副業・兼業人材が、当該人材を活用する助成対象者の事業所等を実際に訪れて業務に従事する場合に、助成対象者が負担する当該人材の県外の住所地等と県内の目的地の間の移動に要する交通費及び宿泊費 ・なお、交通費は公共交通機関を利用した場合に限るものとする。ただし、業務の都合上やむを得ない場合を除き、原則としてタクシーは除く ・食費は対象外とする。宿泊費に食費が含まれている場合は、食費相当額を減額するものとする。
助成率	<ul style="list-style-type: none"> ・2分の1以内（ただし、100円未満切り捨て）
助成限度額等	<ul style="list-style-type: none"> ・1社あたりの利用限度（年間） 人材の人数：1人まで 1人あたり往復移動回数：最大5回まで ・1回の往復移動に係る交通費及び宿泊費は宿泊日数に関わらず45,800円を上限とする ・ただし、1回の往復移動に伴う交通費が1万円未満の場合は対象外とする